

瀬戸市選挙管理委員会告示第5号

瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月18日

瀬戸市選挙管理委員会
委員長 勝谷哲次

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第8条関係） 法第2条の選挙の投票区		別表第1（第8条関係） 法第2条の選挙の投票区	
投票区	区域	投票区	区域
<省略>		<省略>	
陶原	西蔵所町 蔵所町 西本町1丁目 西本町2丁目 銀杏木町 西茨町 幸町 東権現町 西権現町 熊野町 陶原町1丁目 陶原町2丁目 陶原町3丁目 <u>水無瀬町</u> <u>瘤木町</u> <u>原山町</u>	陶原	西蔵所町 蔵所町 西本町1丁目 西本町2丁目 銀杏木町 西茨町 幸町 東権現町 西権現町 熊野町 陶原町1丁目 陶原町2丁目 陶原町3丁目
<省略>		<省略>	
菱野	城ヶ根町（41番から51番までの区域を除く。） 神川町 美濃池町 菱野町 福元町 瀬戸口町 幡山町 東菱野町 西米泉町 東米泉町 西脇町 羽根町 新田町 弁天町 南菱野町 幡中町 台六町 南ヶ丘町	菱野	城ヶ根町（41番から51番までの区域を除く。） 神川町 美濃池町 菱野町 福元町 瀬戸口町 幡山町 東菱野町 西米泉町 東米泉町 西脇町 羽根町 新田町 弁天町 南菱野町 幡中町 台六町 南ヶ丘町
<省略>		水無瀬	<u>水無瀬町</u> <u>瘤木町</u> <u>原山町</u>
<省略>		<省略>	
品野	八床町 品野町1丁目 品野町2丁目 <u>品野町3丁目</u> <u>品野町4丁目</u> <u>品野町5丁目</u> <u>品野町6丁目</u> <u>品野町7丁目</u> （50番から79番まで、316番から32	品野	八床町 品野町1丁目 品野町2丁目 品野町4丁目 品野町5丁目 品野町6丁目 品野町7丁目（50番から79番まで、316番から328番まで、33

8番まで、330番から338番まで及び400番の区域を除く。) 落合町 北丘町 窯町	0番から338番まで及び400番の区域を除く。) 落合町 北丘町
<省略>	窯 品野町3丁目 窯町 <省略>

第16号様式を次のとおり改める。

第16号様式(第27条第2項関係)

その1

選挙長告示	
○年○月○日執行の○○選挙について、次のとおり○○候補者の届出(推薦届出)があった。	
年 月 日	○○選挙選挙長 氏 名 印
1 届出受理番号	
2 届出年月日	年 月 日
3 届出の別	
ふりがな	
4 氏 名 (通称認定された場合は通称のみ)	
5 本籍の都道府県	
6 住所 (町字まで)	
7 年齢	歳
8 党派	
9 職業	
10 一のウェブサイトアドレス	

その2

選挙長告示	
○年○月○日執行の○○選挙における次の候補者は、○年○月○日候補者であることを辞した。	
年 月 日	○○選挙選挙長 氏 名 印
1 住所	
2 氏名	

備考 法第86条の4第9項の規定により届出を却下したとき、候補者が死亡したとき、又は法第91条第2項若しくは法第103条第4項の規定に該当するに至ったことを知ったときも、これに準じて告示すること。

附 則

この告示は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。